

通商産業委員會議録第四十四号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)

午後二時七分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 多武良吉三君

理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君

理事 今澄 勇君 江田斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義昭君 永井 要造君

福田 一君 南 好雄君

高橋清治郎君 加藤 謙造君

横田基太郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

公正取引委員 横田 正俊君

通商産業政務次官 本間 俊一君

通商産業事務官 牛場 信彦君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

五月二十九日

政府資金の融資対象部門中に耐火煉

瓦事業を指定の陳情書(東京都中央

区京橋銀座西七丁目二番地耐火煉瓦

協会の会長青木熊雄)(第二〇五三三)

自転車競技法改正に関する陳情書

(京大津市議會議長河合金一)(第二

〇五四四)

只見川電源開発流域変更案実施促進

に関する陳情書外四件(新潟県西頸

城郡下早川村長渡邊貢外七名)(第二

〇五五五)

同外一件(新潟市長村田三郎外三名)

(第二〇五六号)

佐久間發電所建設促進に関する陳情

書(愛知県知事桑原幹根)(第二〇五

七号)

接収工場における米軍所有 国有並

びに民有機械設備 諸施設等の処理

に関する陳情書(経済団体連合会会

長石川一郎外一名)(第二〇九二二)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

輸出取引法案(内閣提出第三三九号)

○中村委員長 これより會議を開きま

す。本日はまず輸出取引法案を議題と

いたし、質疑を続行いたします。横田

基太郎君。

○横田委員 委員長にまず第一にお願

いしておきます。輸出取引法案の審議

に際しましては、御承知のように今中

共貿易が非常にやかましく言われてお

る。そのときに通産省と外務省とが、

非常に意見が違つていられる。その

ことは、おそく通産省の人たちはそん

なことはないと言つておられるが、そ

ういふに言われておられることは事

実なんです。ラジオでも放送して

います。私は官僚といふものは大

きらいなんです。通産省と外務省との

見解の相違に関する限りにおきま

しては、通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

ない。通産省を支持しなくてはなら

もらつて、二人が列席の上で、はつき

りと意見を聞きたい。このことを後

で委員の皆さん方にお諮りを願つて、

そういうことをやつていただきたい。

それだけをお願いいたします。

それからきようお尋ねしたいのは、

岡崎さんの言葉と高橋さんの言葉とに

食い違ひがあります。新聞に出たこ

ろを私たちが一々証拠として言いま

す。そんなことはないと言われます

が、やはり新聞もまじか根のな

いことをとらえているのではないだ

らうか。自由党が一番反共のために使

う機関なんです。それはまず新聞報

道から取上げて反共をでつて上げて行

く。だからこういうふうなことから

たしまして、こちらは新聞記事を基礎

にしてまず何うのであります。この

新聞は毎日新聞で、日には二十七年

五月二十九日であります。たしかこ

の日は、岡崎さんは外務委員会に出

ておつた。そして中共貿易のことにつ

いて各党の議員から聞かれた。高橋

さんはこのとき大阪におられた。用事

はどんな用事か知りませんが、非常

に重要な記事が出ています。それによ

ると、岡崎さんは大体現在中共貿易

といふものはやらなくてもいいとい

う。アメリカのダレスとか、あるは

フリーとか、その前におりましたこ

ろのもつと小者であつたマーカット

とか、その人たちの意見を代表しま

して、中共貿易は必要だという理論

に立つておられる。そういうと、中共

貿易をやらさなかつたのはなぜか。そ

れはバトル法を適用されている。欧

洲の国々でさえ中共に対しては相当

の輸出入をやつてゐるではないか、

また今後

もやろうとしてゐるではないか、そ

れに對しましては別に後ほど名前を

言つてもいいのでありますが、それは

バトル法よりも、むしろゆるやか

であると言

えるリストがあるんだ、こういう

うなことを言われるのです。だから

そのようにやつたらいいじゃない

か。意見に對して岡崎さんはそう

いなんだ、日本の現在の動きとい

ましては、バトル法より以上の戦

略物資に對するアメリカの干渉が

非常にあ

る。これをゆるめてくれという動

きがあるけれども、そのゆるめる

こと自体

がいけないんだ、むしろ日本が

今受けて

いるような苛酷な條件を歐洲の

人たちが

もやつてもらうがために、日本

が率先して

今までの中共の輸出を、ほと

んど輸出

入禁止というふうな状態を統

けて行く

ことを、一番先頭に立つてあ

るのです。高橋さんはこれに對

しまして

岡崎外相はどういう發言をしたか

知らないが、中共貿易の制限緩和

は通産省だけの考え方であつて、

は、そういうお考えがあるかないか

ということ、もしそういう考えがあ

つて

も、今の政治情勢で通産大臣が答

えに

くいのはあつたらば、答えにくい

うことをはつきりお伺いしたい。

この三点をお伺いいたします。

○高橋國務大臣 お答えいたします。

新聞記事のことは私見でござい

ます。そ

ういうことではお答えができません

が、私と岡崎君の間に意見が違つ

てい

ることは何にもないのではありません

。私

としては中共貿易でなくとも、貿易

が盛んになるというところについては

國

としては必要なことで、盛んになる

ことを希望するのです。バトル法

を國連加

入國が嚴重に守つていないじゃない

かとい

う。今の言ひですが、そういうこ

とがあるかどうか知りませんが、か

り

に國連加入國の中である國がそれ

に違

背をしてゐるものがあるから、われ

わ

れは違反をしてゐないんだという

意見

には承服ができません。日本政府

の方針は國連に協力しようというこ

とが

ている地域が問題になつてゐるんで、自由には許されてゐるアメリカの制度のもとにおきましては、輸出入貿易がうまく行かない。そこに検討が加えられまして、中共貿易が問題になつて来た。そのためにまた日本経済の特殊性が問題にもなるのでございまして、かような意味合いにおきまして、まず第一に通産大臣が、私としては中共貿易だけではなくて、貿易が盛んなればいいんだということでありまして、中共貿易を除外して現在の形のまゝにおいてどういふふうにして中共貿易に対してこれだけの見込みを持つておられるものに対して、納得させるような御計画が立てられるのか、その点を承りたい。

○高橋國務大臣 私とはともその問題はあなたを納得できるような説明はできません。それはまあ、そういうことです。

○横田委員 納得できるような答弁ができないとするならば、私は納得するまで聞きます。大体中共貿易に対して民間人側が希望を持つこと自体は無理であるというお考えですか、無理ではないとお考えですか、その点はどうか。

○高橋國務大臣 貿易が盛んになることは、私も非常に希望してゐるのですから、そういう希望を民間の一部の人が持たれることは不思議でないと思ひます。

○横田委員 そういうような民間の希望がございしましたならば、その希望をかなえるようにするのは、日本の政治形態のもとにおいてはどなたがするのですか、またどういふ手続でやるのでしょうか。

○高橋國務大臣 それは希望がありまして、希望を全部いれることはできません。われ／＼いれることがすくぬです。できる問題もあるし、できない問題もあるわけです。

○横田委員 きよの新聞が報じておりますように、民間人であるところの帆足さん、宮腰さん、高良さん、この三人が行かれただけでも三千万ポンドの商取引が可能だ、やつてもいいじゃないか、こういうことが言われてゐるのです。これは政治的な、妙なアメリカ人のやきもちがなかつたらでいいのです。いゝわんや日本政府というものは、はつきりとしたところの権限を持ち、形を整えたものが代表を送るよう努力し、講和條約というものを別にいたしまして、何らかの形において日本の代表であるとか、出先機関であるとかいふような——吉田さん自身が経済外交つたらやるとか、あるいは私の質問に対して予算委員会では、中共とは経済的な問題で上海あたりいろいろな経済的な機関を置いていゝといふ言つておられます。こういう機関があつたならば、三千万ポンドでなしに、六千五百ポンド、あるいは九千万ポンドというふうな、大きなものができるのではないでしょうか、その点の御意見はどうですか。

○高橋國務大臣 新聞で伝える帆足君などの話ですが、三千万ポンドの中共貿易ができるということは、私は信用ができません。

○横田委員 どうして信用ができないのですか。そんな薄情にしないで、答弁したらどうですか。

○高橋國務大臣 あなたのおつしやる

ことは、私は不思議でならないのであります。今中共貿易が阻害されてゐることは、そのほかにい／＼な問題がありまして、たとえば中共貿易をやつて保険ができるかどうか、それはできないのです。国内のどの保険会社でも、二、三の人の有力な意見を聞いておりますが、これも保険をするものがない。何かあらへ日本から品物を送つてクレームがあれば、それをどうして審査するか、それから輸出契約がかりにできたとしても、信用状を出す銀行がどこにあるか、最近東京銀行の役員が香港へ行つて、せんだつて帰つて来たのですが、その人の話を聞いてみても、香港から中共に輸出をしても、その決済ができない。しかもその金額は一億五千万ドルに達するので、非常に問題になつておるといふことです。中共貿易というものはそういう欠陥があるのです。それであなたの方は政府が中共貿易を阻止してゐると言ひますけれども、実際は日本のまじめな商人は中共貿易を避けてゐるのです。

○横田委員 大阪から帰つて来てよくもそういうことがめ／＼と言へますね。淀川製鋼の社長はまじめな人です。あなたもビールで功成り名遂げた人かもしれません、あの人も鉄で功成り名遂げた人です。そのほか今日の新聞で見ても、大阪の綿業界で、ただ年が若いというだけであなたに劣らずりつばな実業家が中共貿易をやりたい。やらせぬというなら一べんやつて見せようかという気概さえ示してあります。そのことは最近出たエコノミストをゆつくりごらんになつたらよいと思ひます。あなたがおつしやつた保険の問題もそうです。アメリカと日本の

場合でも初めから保険がありましたか。アメリカとの貿易をやろうというときに、幕末のあなたのような頭のかたい人は、吉田松陰さえつかまえたのではないですか。商売が始まつてから保険という問題も考えられるのです。

クレームの問題も、帆足さん宮腰さんは話をしている。相互に苦情処理機関を設けたらどうかという話も出ておる。だからそういうことは中共貿易をやることによつてい／＼利害問題が出て来たときに、副次的に出て来るところの問題なのであります。それができてから貿易をやるといふようなばかきことはどこにもない。そんなことを言うなら日本とアメリカとの貿易は何です。アメリカの高いものを押しつけられてゐる。しつこいようですが、米の問題、大豆の問題、鉄鉱石の問題など、アメリカから入つておるもので安いものは一体何がある。何もなし。こんなことは理論論争になりまして、質問するのは他にもたくさん問題があつて非常に損です。また立会演説会のように、あなたのお好きな地盤でゆつくりやりませんが、要は人格圓滿と言われておるところの高橋さんが、大阪から帰つて来て、そうしてどんなにマーフィーに怒られたか知りません。あなたの部下が怒られたか、あなたが怒られたか知りませんが、そういうなまじきことを言うものではない。そこで政府が阻害してゐるのではないと言われるが、貿易の形はあとから事務的にこしらへるのです。まず損得が中心です。損得を中心にして、いわゆる経済的な観点から日本と中国との間の商取引が行われておりますか。バトル法というのは何をさ

してゐるのですか。ここにもありますように、ケム修正案とか、このほかにもパリ・リストというのがあるといふことがはつきり言われておる。それからまたアメリカにはボジティブ・リストというのがあるといふことを言われておる。こういうリストというのはみな禁止項目を置くのが特徴だと言われておる。そのうちの一番ひどい、輸出してはいけない部分だけを、アメリカはもちろんのことで、日本とフイリピンだけが引受けなければならぬのはなぜか。これに対して日本が不服を持つてはいけないのでしうか。これでもあなたは政治が日本と中国との貿易を阻害してゐるといふのはうそだと言へますが、その点はどうですか。

○高橋國務大臣 繰返して申し上げますが、中共対日本の貿易が現在のようになつてゐることは、政府の指導、政府の方針の結果ではないことを確信してあります。

○横田委員 政府の方針の結果ではないといふが、方針ではない。政府の妨害なんです。方針よりもつと悪いのです。政府の妨害の結果これができないのです。しかもその政府はわれわれ日本人がつくつた合法的な政府ではないに、目の玉の色の違ふ、鼻の高いアメリカ人の集団が日本に強要し、日本の一部の人がそれに屈してゐたものです。しかもこの問題に對しましては自由党を支持する人までが、そういう点何と考へねばならないと言つてゐるほどの不合理なものなんです。だからなるほど政府がやつたのではありませんか。政府がやらされたのです。この点を私はあなたに伺ひたい。さきにも申

しましたように、バトル法とかケム修
正案とかこういうものに對して高橋通
産大臣は何かお考えになつたことがあ
りますか。同時にこれがまた日本の貿
易について何か阻害になるということ
をお考えになつたこともありませうか。
また同時にこれが日本と中国との貿易
を今より以上にスムーズに、政府が干
渉しない形においてやらしてくれらる
とお考えになつたことがありませうか。そ
の点はどうかのですか。

○高橋國務大臣 バトル法とか何とか
いう問題は、日本政府の根本精神であ
る国連協力、それから来ておるので、
やむを得ないわけでありませう。

○横田委員 国連協力はこの間あなた
の好きな次官といやというほどやつた
のですが、国連協力というやうなや
こしいことをやつておるとあなたも李
承晩になつてしまふ。国会議員をつか
まへに行つたり、アメリカ軍のおる足
で騒動が起つたり、アメリカ軍部がこ
ういふふうな判断しなければいけない
と放逐した結果が誤りでしたと謝つて
みたり、預つて捕虜を殺してしま
り、そういう日本にしたいくないから私
はあなたに言うのです。だからもう少
し政治的なセンスを持つてお答えにな
る方がよいのではありませうか。大体
高橋さんがそういうふうな幼稚で、頑
固でそしてきようは逆襲的に出て来
るのであるならば、大体このバトル法
を中心にして伺ひませう。大体この
バトル法というものは非常に評判が悪
い。ロンドンのエコノミストにも書い
てありますし、あるいは英米のショ
ークロス商も言つております。エコノ
ミストの場合、自分の国の安全を期す
るための手段は自分が一番よく知つて

いる。他国からとか言われるのは
心外だ。たとえソ連と西歐との貿易
をやめた方がかえつて西歐のためだ
という判断が正しいとしても、その判断
はアメリカの一管理者にゆだねらるべ
きではなく、何らかの國際的な機關で
行つた方が至当だ、こういうことを言
つております。バトル法はアメリカの議
会でできたものではありませうか。そ
れで従わなければならぬ。同時に
というものができたのです。同時に
ショークロス英商相は、アメリカが日
本と中共との間の貿易を、極東におけ
る正常な状態だとみなしてゐるよう
に、東西兩歐の貿易を維持するのはヨ
ーロッパ經濟の正常かつ重要な特性だ
と述べています。つまりアメリカが再
三再四にわたつて日本と中共との貿易
をやつてはいけないと言ふことは、裏
返しにして、もつと本質をつかめば、
どうしても貿易はやらねばならないと
いうことを知つてゐるから、それを恐
れて彼らは阻害してゐるのです。これ
をやらなかつたら日本はうまく行か
ないのではありませうか。だからバトル
法というものは、國際連合が當然認め
ねばならない民族の自決権、他國の内
政に干渉しないという原則を破つて、
經濟の分野において明らかに干渉して
ゐる。その國から出るもの、特にソビ
エト並びにその政治影響下にある國に
出る場合においては報告させる。そう
してそれに対しては出してはいけない
と言ふことを言う。出すならば金を貸
さないといふやうな意地悪をする。そ
の金はそういうふうな貿易形態をゆが
めることによつて、アメリカだけが得
をしてためた金を再配分する、高利貸
のやり方と一つもかわらない。

○高橋國務大臣 バトル法とか何とか
いう問題は、日本政府の根本精神であ
る国連協力、それから来ておるので、
やむを得ないわけでありませう。

そこであなたに承りたいのは、どう
せあなたはおろくな答弁をしないでし
うが、このバトル法なるものは内政干
渉ではありませうか。それゆゑにこそ
英國においてもフランスにおいても、
西歐においても、これではいけないか
らといふのでいろ／＼問題になつて
ゐるのです。日本において今問題にな
つておりますのは、今アメリカは中國に
對して自分の品物が売れないために、
日本にこういうふうなことをやらし
てアメリカの売れないさびしさを日本
にもおすそわけしてゐるのだ。そうし
て状況をこまかにしておるのです。し
かし現在アメリカ自身が日本の商品の
すべてを引受けてくれはしないように、
また日本に關稅でつら当てしてあるよ
うに、そしてアメリカ經濟の弱味を
發揮してゐるやうに、やがてこれが恐
慌を伴ふやうになつたとき、アメリカ
がどこにも売れなくなつたときには、
必ずその逆を行つておるころのソ連
國、その中におりませうところの中共、
ういふところは大きな口になるだ
らう、そのときに、アメリカのあり余
つたものがどうつと中共に流れるよう
になつたとき、日本は今アメリカにお
つき合ひしておつて、中共には物を売
すにおるが、そのときになつて一ぺん
に物を出そうとしても、アメリカのよ
うに大量生産できる國と日本とは太刀
打ちができないから、そのときのこと
もおもひかへて、今から少し手でも
打つておいたらどうかといふことの良
心的なうすきが、中共貿易に對するあ
なたのお考えになつて現われて来てお
るのではないかと思ひます。それは外
務省等もよく知つてゐる。そこにお
る牛場君なんかも、私が聞くところによ

○横田委員 國連協力はこの間あなた
の好きな次官といやというほどやつた
のですが、国連協力というやうなや
こしいことをやつておるとあなたも李
承晩になつてしまふ。国会議員をつか
まへに行つたり、アメリカ軍のおる足
で騒動が起つたり、アメリカ軍部がこ
ういふふうな判断しなければいけない
と放逐した結果が誤りでしたと謝つて
みたり、預つて捕虜を殺してしま
り、そういう日本にしたいくないから私
はあなたに言うのです。だからもう少
し政治的なセンスを持つてお答えにな
る方がよいのではありませうか。大体
高橋さんがそういうふうな幼稚で、頑
固でそしてきようは逆襲的に出て来
るのであるならば、大体このバトル法
を中心にして伺ひませう。大体この
バトル法というものは非常に評判が悪
い。ロンドンのエコノミストにも書い
てありますし、あるいは英米のショ
ークロス商も言つております。エコノ
ミストの場合、自分の国の安全を期す
るための手段は自分が一番よく知つて

ると、相当努力されたはずなんだ。そう
するとマーフイーではない、マーフイ
ーの端つこのやつがえらく怒つたため
に、日本の良心的な官僚がひつ込んで
しまわなければならぬことになつた。
それでは獨立したとは言えない。この
バトル法はほんとうにけしからぬ。化
けものそのものやうな法律で、日本
に對する内政干渉でありまして、日本
の將來に對する困りものです。この点
に對する考えを述べていただきたい。

○牛場政府委員 バトル法につきまし
ての御質問と了解いたしますが、バト
ル法は、要するにアメリカから軍事
的、經濟的または財政的な援助を受け
ようとする國は、これ／＼のものをソ
連國、いわゆる共產主義國に輸出する
ことをやめてくれと言われるだけのも
のでありまして、これは内政に干渉す
るという性質のものではないと考えて
おります。

○横田委員 そういたしますと、バト
ル法に對しましては、われ／＼がアメ
リカからの援助を長期待しなかつたな
らば、幾らでも物を出してもよいとい
うのです。ただ援助されるがために
こういうやうなバトル法を守らなけれ
ばならぬとおつしやるのですか。

○牛場政府委員 そういふことです。
○横田委員 そういたしますと伺いま
すが、バトル法を守つてアメリカの援
助にすがつた方が、日本經濟自立のた
めに、得なんでしょうか。それともま
たそうではないのでしうか。ほんとう
の日本經濟自立のためには、バトル
法といふやうな、日本を損なせる、日
本の今後の經濟をアメリカのひざ下
に屈せしめて、アメリカの思ひ通りに
してしまふ、こういうやうなやつを切り

○高橋國務大臣 現在の情勢で、中共
貿易のやうな支払いのあてにならぬ危
險な貿易に依存するよりは、アメリカ
の援助を期待する方が私は有利だと思
ひます。

○横田委員 もつとほかによい聞い
ておつたのですか。——そ
れではお答えがないようですから伺
ひますが、アメリカが援助だけで日本の
國の經濟を引きつけ、日本の人心をく
つと引きつけるだけの自信があるな
ら、昭和二十六年四月二十八日に總司
令部が別表の第一を添へまして、要許
可品目としてのくぎ一本を通產行政に
對して打込んだことはおかしいと思
う。これはバトル法自体が、やりにく
いものであるためにやつたのではない
かと思ひますが、その点はどうか。

○牛場政府委員 例の輸出統制令の別
表のことだろと思ひますが、これは
日本政府があつた時自主的にきめた表
でございませう。そしてあつた表に載
ておりますものは、ことごとく輸出を
禁止するといふ意味ではないのであり
まして、これはただ輸出の際に許可が
いるといふことだけであります。

○横田委員 たいへんアメリカをかば
いますね。アメリカがくぎびを打込ん
でおくことは有名な事実じゃないです
か。それ以上はあなたは言ひたいで
しょうが、大体他國が物のやりとりを

する場合に、そういうような別表を出して、それによつて要許可品目をきめたりすること自体が間違ひだ。一例を申しますと、アメリカに通じていた結果はどうなつておるかということ。立川の例をとります。あそこはアメリカがかつて気ままに飛行機を飛ばしてあります。そのために日本は法律の面におきましては安全保障條約を結んであります。今またそれを中心にして、航空法をこしらへようとしております。なぜこれを私が言つたかと申しますと、朝鮮戦争というものが中に介在したからであります。この朝鮮戦争が介在するために、バトル法より以上日本に対する禁輸措置がとられた。立川におきましては、あのくらしい日本の施設と、日本の金とそうして日本の危険とを伴うところの作業をアメリカ人に許しながら、立川付近は今どうなつておると思ひますか。あの付近に行つてみなさい。アメリカのあつて者の使うガソリンのために、住民が飲むところの井戸の水はガソリン臭くなつておりますよ。何だつたらあつて来てもよろしい。ガソリン臭くなつて飲めはしない。日本は石油資源が不足し、通産委員会石油資源のためにいろいろ御考慮せられておるが、アメリカの飛行機が使うところの精製せられたガソリンの古手を日本の古井戸にほうり込んでしまふ必要はない。ちやうどそれと同じような結果になる。たとえ話を言わなかつたらば、おそろしく御老体にはおわかりにならないと思つて申したのであります。だからバトル法なんかは、どこまで行きますでもバトル法としての魅力のないものであります。経済的裏づけのないものであります。

ります。さればこそ政治的な強圧が伴う。その強圧が昭和二十六年四月二十八日に總司令部が別表を添えて持つて来ましたこの一本のくさびになるのでしよう。これさえもそういうふうにお考えになるのだつたら、私は牛場さんと同時に通産大臣の答弁を得たいのです。それではバトル法百三條なるものは一体何を書いてあるのか、何を禁止しておるかというふうなことをここでばつきりお答えを願ひたい。

○牛場政府委員 それはここに書いてある通りであります。本法の目的は遂のため禁止せらるべき戦争用の武器、弾薬、器具、戦争用の武器、弾薬、器具の生産に用いられる戦略的必要性を要する品目、こういうことであります。

○横田委員 たしかその中にみかんといふものが入つていたと思ひますが、それはどうなんでしょうか。

○牛場政府委員 もし温州みかんのことを御指摘でしたら、これには全然入つておりません。みかんが別表に載せられましては全然別な理由からでありまして、これはいわゆる価格の投売り防止という意味から入つております。この関係ではございません。

○横田委員 この関係ではなかつたら、その点をもう一回はつきりしてほしいのです。みかんなんかは中共に出してはいけないものでしょうか。それとも出してはいけないものであるといふことをはつきり言われるなら、同時にこれと関係ないと言ふなら、何を根拠にしておとめになつたのか。

○牛場政府委員 みかんは中共向けにも輸出できることになつております。

○横田委員 次に英国やドイツから出

ているところのものがありませんね。これによりまして、たしか英国において、中国に對しては医薬品、研磨材、ビニール製のいすシート、これなんかを出してあります。ドイツは肥料、染料、カメラなどを出してあります。イタリヤ、フランスは電気絶縁体、研磨材ですか、オランダはばれいしを出してありますね。こういうような情報が入つておりましたか、入つておらないでしょうか。入つておるとするならば、日本もこのくらしいものは出してよいものでしょうか。その点のお考えはどうでしょうか。

○牛場政府委員 個々の取引に関する情報は、私もあまり持ち合せておりませんが、全体といたしましては、日本の今やつております統制が歐洲諸国の統制よりもややきびしいといふことは私も知つております。従ひまして品目につきまして、多少の調整をいたしたいといふように考えております。

○横田委員 やや調整したいといふ一点をわれ／＼は支持しなくちやならぬ。これを元氣づけなければならぬ。しかしやや調整したいといふことは、岡崎さんに鼻をへし折られたのじやないですか。その折られ方が足らなかつたといふので、今度マフイーが怒つたのじやないんですか。その間の事情はどうなつておるか。これは牛場さんでは氣の毒だから、高橋さんの方から御答弁願ひたい。

○牛場政府委員 中共貿易につきまして、若干の品目の調整を行いたいといふことにつきまして、外務省とまつた意見が一致しております。従ひましてただいま外務省においてこれを取上

げて、しかるべき措置を研究しておるところであります。

○横田委員 そういたしますと、アメリカに忠実な外交をやる人たちが集まつておるところの外務省として、ケム修正案がアメリカの議会においてあつたといふに可決されて行つた、こういう情報に對してどういふお考えを持っておられるか。ああいう決定に對して、反對してやろうという勇氣を持つておるといふようにあなたはお考えでしようか。その点はどうですか。これは牛場さんなんか立たせずに、高橋さんは、さつきから相当態度をついておるのであります。堂々と答えた方がいいでしよう。答えなかつたら、私は同じことを何回でも聞きますよ。

○牛場政府委員 ケム修正案云々の情報につきましては、いろいろアメリカ側に聞き合せております。こちらの大使館でもどういふことが全然わからぬといふことで、目下研究中でございます。わかりましたら、いずれ御説明できると思ひます。

○横田委員 わかりましたらお答えいたしますといふような、そんな氣の長いことがありませんか。高橋さんは中共の悪口を言うときだけ元氣で、貿易を断るときだけ大きなことを言つて、かんじんの話をどうするかといふときに、パイプをくわえておるだけだ。そんなべらぼうな大臣がどこにあるか。私はあなたに伺ひますが、これはどうなつてもいいんですが、特にこの間斷斷的だつた次官でもけつこうですが、バトル法の線まで緩和したならば、今まで輸出できなかったもので、一体どういふものが輸出できるんですか。

○本間政府委員 先ほど来大臣からも

お答えしておりますように、バトル法だけでやつておるわけではないのであります。先ほど申し上げました通り、日本政府の方針としていたゞつておりますような方針をとつておるわけでありまして、ことに商売だけを考へて参るわけに行かないわけでありまして、広く國際的な關係をも考慮いたしまして、日本の政策をきめて行くわけでありまして、この点はこの間も申し上げましたように、どういふ品目はどうなるかといふことはただいまのところはまだ見当がついておりません。

○横田委員 確かに今の日本政府の方針でやつておると言われましたね。これは國際的な政治から判断いたしました。アメリカ人なんかの政治は、李承晩をかり立てたときと同じでありまして、自分のやりたいことを相手にやるといふ力を持つたときに初めて獨立を許す。ちやうどアメリカの兵隊と同じ服を着た警察予備隊が強くなつたときに、アメリカの兵隊は安心してアメリカへ帰るのであつて、それまでは帰りはしない。だから私はもう一回承つておきたいが、日本政府の方針でやつておると言われましたね。だから日本政府の方針でかえられるのです。これが一点。バトル法だけでやつておるのではないのだ、こういうことを言われまして、よけいしやくにさわる。バトル法だけでもありがた迷惑だ。さきにも申しましたように、パリ・リストのようなものがありまして、それでやられるならばバトル法よりゆるいんです。ゆるいから私も満足できるんですが、そうではないのであります。バトル法にしてくれと言つ

ておるのに、バトル法以外のより悪いものがあつて、バトル法だけではありません。もつと悪いものでやつておりますというていねいな御答弁であります。実際にやうにさつて来る。その点は覚悟してお答えしてくださつたのでしようか。その二点は一体どうなんでしょうか。

○本閣府委員 前回は申し上げました通り、日本の政府は日本の政府の責任においてやつておるわけでありまして、日本の貿易政策なり対外政策を決定します場合には当然日本政府の責任でやつておる。従いまして、あなたがどういふ見解を持たれますかはあなたの自由であります。ただいまとつております日本の対外政策なり貿易政策なりは日本の政府の責任においてやつております。

○横田委員 この間もあなたにやといふほど言つたでしよう。あなたはまたいやにならぬのならばまたむし返してもよろしくうごさいます。あんなきマフィアが言つたでしよう。そんなことを言つてはだめなんだ、とにかくこの許可を要する品目については、アメリカの了解がなかつたらやれないのだといふことを言つておる。だから通産省の人たちが日本の業者の意向もよく聞きまして、これではいけないといつて許可を要する品目についていろいろ運動なされた結果としてのマフィア声明になつたのでしよう。この点については、見解が違ふと言われるならば、これもまた実力抗争まで待たなければしようがない。

それではもう一べんその点についてあなたに伺います。いろ／＼品目がありますからばつ／＼伺うのですが、先

ほどはみかんのことで牛場さんは上手に逃げておりましたけれども、みかんの次に寒天というのがあるのです。寒天はたしか禁止品目になつておつたと思ふのですが、私の思い違ひでしようか。またこれはバトルの録まで緩和すれば出る品目なのでありましようか、どうなんでしょう。この禁止品目の中に入つてゐる品物は大体私たちが見てゐる品物と同じものをさすのでしようか。こういうものを中国に出すと、アメリカ人の腫病者はどうして恐れるのですか。この点も御答弁願ひたいのです。

○本閣府委員 寒天は輸出できないことになつております。

○横田委員 輸出できないというのは何法によつてできないのですか。日本の自由なる判断においてなんですか。私も大阪の寒天の産地におる人間であります。信州にも寒天の産地があります。こういう人たちは今年の寒天が売れずに困つてゐるのです。せめて中共に売れたならばといつて、ままだにないことを嘆いてゐる。それに、これを出しては困る、出せないことになつておられます。言つたら、そこで自由党のばかきかげん、アメリカへの奉仕ぶりの暴露になります。その点はどうなんですか。

○本閣府委員 先ほど申し上げました通り、寒天は輸出貿易管理令によりまして、中共向けには輸出しないことになつております。

○横田委員 その寒天は中共に出なかつただけ、どこに出てもあります。

○本閣府委員 寒天がどこへ出ておりますか、今その方の政府委員がお答えいたします。

○牛場政府委員 ヨーロッパとかあるはアメリカにも少し行つておると思ひますが、中国以外にはどこでも行つておるわけでありまして。

○横田委員 そのヨーロッパやアメリカへ行つてゐる寒天の量と中国へ行つておりました寒天の量と、それから特に意地悪く聞きますが、寒天の質、これを出すべきの選別、こういうものをゆつくり承りたいのです。もちろん寒天というものは自由党の産業綱領にないのですから、おつふしになるおつもりかもしれませんが、そういうことは日本人には言えない、議会でだけ答弁できるところの自由党のインテリ産業綱領というのです。私はそう思ひます。この点もつと言葉を並べてもよいのですが、まずいらないことを言うのを避けて、中共に出ている寒天がヨーロッパ、アメリカの方へまわるようになりましてからのその品質、量、もうけ、そういうことについてゆつくり聞かせていただきたいのです。

○牛場政府委員 今ちよつと数字を持ち合せておりましたので、早速調べてあとからお答えいたします。

○横田委員 それでは大臣に聞くのですが、私は大臣が言わないから、ほかの人では答えにくいだらうと思つて、答えられる寒天まで押し出されて来たのです。

アメリカの一九五一年相互防衛援助統制法、特にバトル法と言われるこののろ／＼法律は、だれの利益のためにこしらへられたと思われるのでしょうか。これの適用を強要される国は非常な損をすると思ふのですが、この中に「アメリカ合衆国及びこれと協力す

る諸外国によるソヴェト社会主義共和国連邦及びその支配下にあるすべての国家を含み、アメリカ合衆国の安全を脅威するすべての国家又は国家の結合に対する輸出の統制その他の目的のため、議会に召集したアメリカ合衆国上院及び下院はこの法律を制定する。本法は「一九五一年相互防衛援助統制法」と称する。」こうなつてゐるのです。これを見てもわかりましように、日本の脅威とか日本の安全とか日本の利益とかいふことは一つも書いてない。アメリカ合衆国の安全と脅威、その必要より百三條を伴つてゐるのです。だからこの点においてバトル法というものは一体何の利益を守つてゐるのかといふことを承りたいのです。これは特に大臣に御答弁を願ひます。但しその答弁の場合にも、大臣がアメリカの脅威、アメリカの安全すなわち日本の脅威、日本の安全と答えるほどはらわたが腐つてゐるのだつたら答弁はいりませんよ。

○高橋國務大臣 お答えします。バトル法は世界の自由国家の利益のために制定されたものと考へております。

○横田委員 自由国家の利益といつて、自由国家で利益を守られてゐる国が世界のどこにあるのです。その一番端的なものとして、大きな金と人命と物資を費やしてやつてゐるのが南朝鮮はありませんか。南朝鮮では、高橋さんは年が相当行つておりますからそんなことはお耳に入らないか知りませんが、みなアメリカ人は帰つてくれと言ひますよ。日本人なんか、私たちが演説会に出まして大衆が一番喜ぶのはアメリカ公娯れといふことです。ニュース映画にアメリカの自動車が見えてゐる写

真が出てゐる拍手喝采です。昔から日本人は弱い者に味方をし、強い者をくじくという性質を持つてゐる。これは占領後にあつても失つておらない。参議院の大山さん——あなたがビール界の長老であり、偉い人であるならば、大山さんも言論界の偉い人です。その人がこの間の共立講堂の演説会でこう言ひました。マツカーサーという男は、日本人を十二歳の少年だ、そして強い者にはこびる少年だと言つたが、あれはマツカーサーが日本の国民に接した証だ、日本の国民を押へるところのアメリカの召使どもが政府をつくつてゐる、その吉田政府だけに接して、恥すべきこの言葉を吐いたのだといふのです。だから私はあなたに聞きたいが、自由国家の利益を守つて、日本の国が一体どこに得があるのですか。私は政治論争をやつてゐるのじやない。政治論争は岡崎さんとやるつもりでゐるが、あなたはきよう自由国家の利益とおしやるから申し上げる。中国に売れるものを売らないで、日本の業者に損をさせておいて、一方では百ドルの大豆を買わずに百三十ドルの大豆を押しつけ、業界はこう／＼として大豆に対する攻撃をアメリカに加えてゐる。そうすると高橋さんや吉田さんは日本人のあつて者だからと言ひたいでしようが、歐洲の人までがこれにつき合つて、アメリカの大豆は困りのだと言つてゐる。これは世界の輿論になつてゐる。こういうような意味合におきまして、自由社会といわず共產社会といわず、各人の生活を向上せしめるといふことが人間天賦の行き方でありまして、その使命を全うせしめるために、われ／＼社会に生れた政治

界の人たち、あるいは学者、実業界の人たちが苦勞して来たのじゃないでしょうか。高橋さんの過ぎし今までもそういうところの目的があつたのではないかと。それとも天野さんのように、大臣になつて、しばらくそのいすにすわつたがために、今までの行き方を忘れたのなら別ですよ。だから自由世界の利益になると言われても、自由世界の利益のためにバトル法とか、あるいはそれ以上のきつい戦略物資に対する要許可品目をきめてもらつて、それに対する反撥さへもようやらずに、自由世界にたつたがことによつて、やがて日本にも利益が来るとおつしやるのか。その点もつとよく答えていただきたい。

○高橋國務大臣 私、これは自由国家の利益である。従つて日本の利益にもなると信じています。

○横田委員 高橋さんは非常に年のかげんでお固いから、物の方面から行つたらどうか。先ほど言つたように、ドイツあるいは英が出した医薬品、この医薬品の場合なんかは、中国のいろいろの情報をわれ／＼が総合してみますと、中国には日本の学校を卒業して医者になつた者が多い。そして中国には、日本の医薬品がたぐさん入つておつた。だから中国の人たちは、英國の医薬品ではないに、日本の医薬品を使いたいといふことを言つています。ところが、日本では入れておらないが、英國は医薬品を入れておる。だから日本も医薬品を入れるくらいはせめて努力したらい。こういうお考えをお持ちでしょうか。しかもその医薬品は日本では許可されない、許可を要する品目に加えられる。それがために許可

を求めて出せるようにお考えでしようか、どうでしょうか。

○本間政府委員 これは先ほど来申し上げておりますように、朝鮮の事態が解決されますと、いい影響が相当あるのじゃないかと思ひますが、通産省といたしましては、貿易の取引をいたします相手ができるだけ広くなればいいのですから、そういうような意味合いにおいて、常にいろいろの研究をしておりますが、御指摘の医薬品の問題がどうなるか、今すぐお尋ねにお答えするまでにはなつておりません。貿易を担当してあります通産省としては、研究は始終してあるのではありませんが、その品目につきましてもどうなるか、まだはつきりした見通しは申し上げられない状態でありま。

○横田委員 また横道にそれますが、高橋さんはお急ぎなんですよ。高橋さんに次の四つを聞いておきたいのです。その前に次官がああいうことを言つたからもう一度次官に聞いておきます。朝鮮の事態が解決したらと言われますけれども、朝鮮の事態が解決しなくても、英國が医薬品を出していると言つておるんです。しかもその英國は、朝鮮に兵隊を送つておる。そしてその兵隊の中には死者もあつて、英國自身の物資もそこで消耗してある。そして日本より以上の援助をアメリカから受けておる。その國が医薬品を出してゐる。日本は朝鮮に兵隊を出してゐない。國連にも加盟しておらない。そこを予算委員会でも社会党の西村さんから何回もつたのだらうと思ひますが、そういうような英國と日本との違いがある。國連に対する關係の薄さがこれほどはつきりしてゐる

にかかわらず、英國はよいいな物を出して、しかもその物を出したために朝鮮事態の解決にはならぬと言つてゐる。しかもあなたが恥を知つておれば、こういうことを読むでしよう。きょうの新聞では、朝鮮の戦況を心配して、英國の国防相が朝鮮の戦場に行く。日本にはアメリカにござますとんまな治安大臣があらましても、朝鮮までよう行きはしない。それを薄情に扱われておるが、どういふわけで藥を出したらいかな、それを聞いておるのです。

○本間政府委員 私の申しましたのは、化学藥品と申しますか、そういうものでございまして、家庭用の医薬品は一向きしつかない、こういうことになつておるわけでありま。イギリスの例をいへ／＼出されたわけでありまが、イギリスは、今御質疑もございまして、現に兵隊を出してゐるわけでありま。そういう必要上からだらうと思ひます。そのこととこのことは一緒でないといふふうに私は考へております。

○横田委員 時間の關係で大臣が帰られるといふことですが、また来ていただけますか。

○中村委員長 大臣の都合のつくときには来ていただきます。

○横田委員 それでは高橋さんだけではしうがないから、岡崎さんと一緒に来てもらいたい。このことは通産委員会の委員長が骨折つてくださつてもいいものであらうと思ふ。この点をお願いいたしまして、岡崎さんと高橋さんがおいでになるなら、きょうはお帰りになつてもつけこうです。この点委員長にお伺ひいたします。

員長にお伺ひいたします。

○中村委員長 大臣の都合のつく限り、御希望に沿うようにとりはからいたいと思ひます。

○横田委員 そうすると今度は本間次官が中心になるのです。本間次官が中心になるのです。失言するくらいにやつていたきたい。あなたに伺ひたいのは、さつきの問題に移るのです。問題がこまかくなつていけません。こまかくしないとなつた方々も逃げるので、つまらないことになるのです。バトル法の線まで緩和すれば、今まで輸出できなかったものでございようになる。その品目の質問をしてございした。その品目のうちの寒天とみかんがやや濟んだ。寒天はまだはつきり濟んでおらない。この中に木材もある。しかし木材のようなのは、私も日本の木材事情を知つておりますから、これは少し無理でしょう、こういうような考えを持つのですが、繊維機械類にいたしましては、これは出しておいた方が得だらうと思ふ。肥料にいたしましては、考慮のいるものである。しかし繊維のごときは、出さなければ損じやないのですが、こういうような点であなたに伺ひたいのですが、バトル法の線までもし緩和されたならば、繊維とか、紙とか、化学藥品あるいは医薬品それから肥料にききのような條件をつけまして、そのほかは繊維機械とか、カン詰とか、みかんとか、寒天とか、こういうものは当然輸出できるようにするのではないでしようか、その点を承つておきます。

○本間政府委員 ただいま御指摘になりました繊維類は、これは一向きしつ

かえないと思ひます。その他の品目でただいま承認を必要としております品目がどういふぐあいになりますか、これは今ただちにどうなるかというようなことを申し上げる段階ではないと思ひます。

○横田委員 それではカン詰は、一体どういふようなカン詰を中國の側は望むのでしょうか。そんなことは売つてみなければわからないと言われるならば、今までの記録から、通産省にも資料がございまして、中國にはどういふようなカン詰が出ておつたでしようか。

○本間政府委員 戦前でございます。戦前はいろいろなカン詰が出ておつたと思ひますが、一番盛んなときで、日本の全輸出額の二十五、六パーセントくらいは占めておつたように私も記憶しております。

○横田委員 カン詰のうちでアメリカと日本との關係を、日本国民にはつきり教えてくれたまぐろのカン詰のごときは、アメリカがアチソン、トルーマンの恩恵がうまう行かなくなつたような場合において、アメリカからあんな扱いを受けましたならば、日本としては、とにかく金にかつたらいい、また物にかつたらいいでしようから、中国の方にどん／＼努力して出す、こういうようなおつもりはあるのでしうか、ないでしうか。これを言ひますのは、おととい聞きましたとき、あなたはアメリカに對しまして、あなたに相當のことを言つておるよ

うに言われましたので、相當のことを言う結果として、聞かなかつたらどうなるかといふことを私は言ひました。言うだけではだめですから、アメ

リカが買わなかつたらこつちに売つてやるということ、アメリカに言つたことをそのまま実行させるような結果になるのじやなからうか、これがすなわちアメリカに対するバトル法の逆し返しになるのじやないかと思つておりますが、その点はどうでしょう。

○本閣政府委員 先ほど私が答へたのは繊維のことでございますが、ただいまでもカン詰類を無理に押えておるといふようなことはございません。話合ひができれば、カン詰類を輸出してはいいないというような制限規定はないわけでありませう。

○横田委員 そういたしますと、かつて以前にはアメリカのさしがねで、私がさしがねと言つたのがあつたやうに、あなたもまたの得意の言葉がございませう、日本の自主的な判断でやつたという言葉をですね。この二つの見解の相違を現わすところの二つの内容で聞くのです。それによると、カン詰、みかん、ゆり根、除虫菊といふものまでが禁止された記録が過去にございませうか。もしあるならば、最近これは禁止されてない。禁止されてないのがあるならば、どういふわけで禁止を解いたのか。アメリカが自主的に解いたのか、日本のあなたが自主的に解いて解かれたのか、この点はどうですか。

○本閣政府委員 カン詰を無理に禁止したといふことはなかつております。みかんとか、そんなものは一向さしつかえないと思つております。

○横田委員 ゆり根、除虫菊はどうなりましたか。

○本閣政府委員 こまかい品目になりましたので、今調べましてお答え申し上げます。

上げるわけがありますが、繊維類とか、みかん、家庭用の薬とか、カン詰類とかいふものはいいわけでありませう。除虫菊は禁止をいたします品目の中に入つております。

○横田委員 まだ答へがはいまいだ、かつて禁止されたかといふことを言つたのです。今じやない。しかし、あなたが答へになりました言葉で、つこうであります。こういうようなこまかい品目だと言われましてね。まさにこまかい品目です。こんなこまかい品目までさしつかへするから、バトル法という大きな名前を持ち、世界を相手ににらんでおるそのアメリカが、あまりこせ／＼し過ぎるのではないか。これを簡単に聞きたかつたのです。初めから言われたら、そんなこまかいことを言わなかつた。むしろよくよく大ぶつて横着なことを言うから、つい時間をとり過ぎた。その点はお気の毒でした。今度伺いたいのは、帆足さんと宮腰さんと高良さんの努力を多とされませうか、多とされませんか。あるいは迷惑だと思つておられますか。もしあれば迷惑だと思つておられるとすれば、どういふわけで、日本の実業家が日本の輸出入貿易のために貢献する、しかもそれは日本の国法、国法といつても間違つた国法だが、旅券法の禁を犯してまで、こういう通商のために一はだ腕がなければならぬという気持ちになつたのか、しかも入つた人が、あなたが答へるときにはお気の毒だが、共産党の私たちであれば、あれは根が赤いからあつちへ行くのはあたりまえだと言つてしようけれども、改進黨です。しかも高橋さんと同じ会派の緑風会です。なぜこういう人までが、こ

うなつたか。これは日本の現在人が非常に占領といふものによつて祖國性を喪失したといふ客弁にはならぬと思つて、吉田松陰の例を引きましたときに、日本人にはあつた血があるらしいのです。松陰があつたことをやりましたのは、直接なもうけにならなかつた。もうけになる試みに手をつけただけです。それをすらすらの世の人たちは国士といつてゐるわけですね。だから私はあなたに聞きたいのですが、高良さん、宮腰さん、あるいは帆足さんの今度のことについては政府として政府として答へられませんか。一体あなたが迷惑だと思つておられますか、その点はどうですか。

○本閣政府委員 御指摘の三人がどういふ考えで行かれましたか。私承知いたしません。が、私どもの常識といたしましては、やはり禁を破つて行かれるといふようなことは避けるべきではないか、こういうふうには私は考えております。

○横田委員 禁を破つてと言われますけれども、日本の憲法によりまして、旅行なんか自由にできることになつてゐるじやないですか。あなた自身アメリカへ行つたじやないか。アメリカへ行くよりも中国へ行つた方がずつと自然的なんです。弘法大師も傳教大師もみな中国へ學びに行つたんです。中国へ行つたらいかぬといふような考えは間違ひなんです。法といふものは人間のこしらへたものでありまして、国民生活に便利にならないような法だつたらかえてしまつた方がいい。それがために明治維新の改革があつたり、源平の争いがあつたりしたんです。

法々と言われますが、法といふものは人間が守りたいような内容を盛つたところの法にかえて行くのがあたりまえです。要は帆足さん、高良さん、また宮腰さんのことにつきまして非常によくやつてゐる、こういうことは言ひにくいでしようから、その点は追究しませう。この人たちは日本からの輸出品として、農機具、紡績機、タイプライタ、計算機、自動車、トラック、化学薬品、染料、綿織物、綿糸及び人造糸並びに日用品、こういうようなものを輸出していただきたい。そうすると中国からは、鉄鉱、石炭、大豆、塩、原油、桐油、薬草、こういうようなものを日本に出そう、その決済の方法についてはまた後ほどあなたといふ／＼質疑いたしますが、できるようなことを考えようとしてゐる。船の点につきましては日本船の使用及びその他の輸送条件の詳細な点について目下協議中であるといつてゐる。ここに問題があるのです。こういうふうにはやられてゐるのです。朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、その他日本のあらゆる新聞が取上げ、ラジオも取上げてゐる。これさえもあなたたちの閣議の中に響かないのか、あなたたちの政治に對して一つの指針を与えないのか、私はこの点についてあなたの方の政治的な良心を疑ふのです。これはいかに日本人が望んでゐるかといふことを実証してゐるものだと思うんです。これは後ほどあなたとの質疑応答によつてむしろ返しますが、この中に掲げられし品目のうちで、日本から制限があつても出せるものはどれ／＼であるかといふことを伺いたい。

○本閣政府委員 ただいまの新聞記事を引用されましたお話であります。が、いろいろ／＼こういう品物を輸入したいという希望がありますことは、私も承知いたしておるわけでありませう。ただいま名前を言われました三人の方がどういふ話合ひをされて、どういふことになつておられますか、それはまだ一向承知いたしておりませう。ただいま禁止されております品目と、禁止されない品目とは、輸出入管理令をお読みになればきわめて明瞭なことでありませう。それに触れておらない品物の取引でありましたならば、これは一向さしつかへない、こういうふうには考えております。

○横田委員 管理令に触れてゐる触れていないといふことを言われますが、その管理令が問題なんです。管理令自体が非常にあいまいである。その管理令の親とも言うべきバトル法におきまして、何か百三條には出ておりました。調節することができるといふこと。但し右決定は調査と協議の結果に基いて、不斷に現狀に適應され、アメリカ合衆国の援助受領国に対する通商またアメリカ合衆国の軍事的、経済的又は財政的援助を受けるすべての国家は、右決定に對して常に通報を受ける。これによりまして、これを見ておつて疑問が起るのは、この決定はアメリカだけでかつてやつてしまつてゐる。こちらはただ一片の通報を受けるだけじやないですか。その通報には絶対に従わなければならないのですか。従わなかつた場合にはどうなるのですか。そうしてこんなものに従つた結果が、最後にアメリカ合衆国の安全と脅威のために、これがやられるのだ、こういうふうになつて来るのです。だから

あなたがその管理令を認めと言われま
すが、読みもしました。調べもしまし
た。調べた結果が帆足さん、宮腰さ
ん、高良さんの行動になるのです。そ
うして日本の一般の人たちは何とかこ
れをゆるめなければならぬというの
で、今薄情に答弁している大臣さえも
が、これではいけないからというの
で、この管理令をゆるめるべくやつて
いられるでしょう。だからこの点は答
えにくいでしょうが、このうち一品目
でもいいのです。二品目だつたらなお
けつこうなんです。どれとどれは現在
の管理令によつて出せます。パトル法
によつては全部出せます。あるいはそ
れ以外のものにつきましては、われわ
れの努力次第によつては全部出せま
すというように、この三つにおいて答弁
が願いたい。

○本閣政府委員 今あげられました品
目の中でこれは一々私今厳密に検討し
たではありませんが、私の記憶によ
りますと、その中で農機具も品物によ
りましてはいないものがあります。それ
からタイプライターがあがつておつた
かどうかわかりませんが、これはただ
いまのところ、いいことになつており
ます。それから繊維もあがつておつた
ように記憶いたしておりますが、これ
も先ほど申しました通り、さしつかえ
ないということになつております。

○横田委員 そういたしますと、そこ
にあげました品目は全部合しまして三
千万ポンドなんです。三千万ポンド
にはならないけれども、その中から幾
らかの商取引は可能だ、輸出入貿易は
可能だとお考えですね。
○本閣政府委員 ただいまお答え申し
上げましたように、禁止をいたしてお

らない品目の取引でありますならば、
これはさしつかえないのであります。

○横田委員 そこで今度は人が問題に
なつて来るのですが、そういうような
ことをやつた人は好ましくないという
ですが、そういうようなことをやつてい
る高良さん、帆足さん、宮腰さんだけ
ではなしに、非常にうしろから応援し
ている人たちが多いのです。ここに
も出ておりますように、中日貿易促進
会というものがございまして、常任理
事といましては、安川第五郎さ
ん、これは安川電機社の社長でありま
す。香川駿一郎さんは啓明貿易社長、
松宮康夫さんは東京貿易商社社長、佐
分利健さんは東西貿易取締役業務部
長、岡田信治さんは極東物産社長、濱
田正信さんは淀川製鋼代表取締役、こ
ういう人の名前がずつと出てくるので
す。こういう人たちは中共へ行つてい
る三人の方々と内外相呼応して努力し
ておられるのですが、通産省の当の責
任者である高橋さんの意見によりま
す、日本の健全なる経済人はこんなも
のは望まないと云われるのですが、こ
の人たちはただの一回でも税金をこま
かしたり、あるいは日本の産業再建の
ために害を及ぼしたことがあるのでし
ょうか、またその責任者である高橋さ
んと、この人たちの間に過去の経歴に
どう違いがあるのでしょうか。次官には
気の毒ですが、ここまで来たついでで
すから、見解をお聞きしておきたい。

○本閣政府委員 先ほど大臣が申し上
げましたのは、取引をいたします場合
の決済の方法でありますとか、あるいは
はそれに対する保証であるとかいうよ
うな関係にも大きな障害があるという
意味合いのことを申ししたと思ひます。

従ひまして取引をいたします場合に、
決済の方法をいたしましてどういうこ
とに相なりますか、これはやはり今日
でも相当考慮しなければならぬ問題
だと思つております。今読み上げられ
ました方々は、もちろんそれ／＼の立
場において、日本経済なり国民経済に
それ／＼の分野で貢献せられておる方
方でありまして、そういう方々と帆
足、宮腰、高良三氏との間でどうい
う話合ひになつておられますか、それは私
ども承知いたしております。それは私
どもの話合ひがどうなつておるかと言われ
ましても、その点につきましては今
すぐお答えできないわけでございます。

○横田委員 話合ひのことを何も聞い
ていないのじゃないのです。話合ひがあ
つたというのを私は言つたのです。
なぜかといへば、ここにも出ておりま
すように中日貿易促進会、ここで意見
がまとめられておるから私はこう言つ
たのです。私はこれ以上あなたに追究
いたしません。高橋さんは確かに言
つた。私は通産委員会におきましてあ
まり高橋さんと質疑応答をいたしま
せんが、二、三回やつたときに、じわじ
わと問い詰めてとつちめたと思つてお
りますので、やりにくいと思われたの
か、きょうは逃けて行かれました。ま
た後ほどゆつくりやります。高橋さ
んは、健全なる、正常なる普通の日本
の実業界の方々はそういうことを望み
ません。こういうことをはつきり言つ
たんです。これはあなたに關係ないこ
となのでございます。

そこで今度はあなたに伺いたいの
ですが、中共貿易というものは非常にば
らばらです。やれるのです。やれます
から、これに対してはやめてはいけな

い。もつと危険が台湾海峡にたによつ
ておりましたときでさえも、活動して
おつた場合がある。それは香港貿易の
場合におきまして、ジャードン・マジ
ソンという船会社があつて、これが非
常に活躍しておつた。これは私設保険
という意味において、非常にその間の
危険を負担しておつた。こういうよう
なものは、日本がやらねばならぬや
らぬのです。それが、後ほどあなたにも
申し上げます数字の点で十分に出てい
る。ここにも出ておりますように、大
体日本が、満洲と関東州、それから台
湾を除くところの支那、そういうところ
を中心とした貿易貿易を例にと
りますと、輸出の場合におきまして、昭
和六年から七年の間においては一五
％であつた。十三年にはそれが、もち
ろん事業の影響もありまして二九・七
％に伸び、十四年には三三・四％に
伸び、その場合の輸入は、これは昭和十四
年を比率にとりますと、十四年には一六
・五％であつて、これが十二年のとき
には九・二％であつた。この間に非常
に大きな開きがあるけれども、輸入は十
年間を平均にして一二・二％と出てい
る。それが戦後になりますと、昭和二
十五年には輸出が五・八％、それから
二十六年に〇・七％に減つてゐる。輸
入の場合におきましては、二十五年は
四％であつて、二十六年はわずかに一
％になつてしまつてゐる。これを金額
に直しまして、輸出の場合においては
向うの五百八十三万ドル、日本の金に
直して二十億九千八百八十万円、それ
から輸入の場合におきましては二千二
百三十一万ドル、八十億三千六百六十
万円、こういうような額になつておりま
すが、そのかわりに、昭和二十六年の香

港貿易の輸出入を調べてみますと、香
港に對しては六百五十五万ドル、二
百二十一億八千五百円出ている。同時
にまた輸入の場合には五百八十二万ド
ル、二十億九千五百二十万円出してい
ます。このうちあるいはこれ以外に、織
維輸出として二千七百二十五万ドルの
ものが香港から中国に渡つてゐるの
はなからうか。金属製品の場合におき
ましては九百六十三万ドル、三十四億
六千六百八十万円のものが香港から中
国へ行つておるのではなからうか。こ
れを英米人の手に渡さず、また英米
人以外の各人の手に渡さず、日本
から直接入れるようにしたいとい
ふ願ひは私は至当だと思ふ。ここに数字
が出ておりますように、平均して一
五％から二九・四％、こういうよ
うなものを割りましたところの数字が
非常に下つてしまつて、わずかに
五％とか一％にも満たないやうになつ
たのですから、せめてこれを二〇％並
にしたいといふやうな欲望を持つてい
いのではないか。世界は非常に貿易市
場を求めてゐるにもかかわらず、また
日本はそこから閉め出されて遅れてい
るにもかかわらず、むしろ日本は狭い
のを喜んで、中国の場合には入れませ
ん、アメリカが戦争する場合のお助け
をししようといつて、東南アジアと
いふ得休の知れない所から入れるのは
不健全ではないでしょうか。そういう
場合に、こういうやうな数字、こうい
う実績を基礎としてやられますところ
の実業界の人たちに對しまして、よし
外国人はどんなに圧迫しようとして
ましやうとも、日本の役所によつて執
務し、日本の人民のために、国民のた

が、中共貿易というものは非常にば
らばらです。やれるのです。やれます
から、これに対してはやめてはいけな

めに服務する公務員であるならば、もう少し努力されるような意思があるのかないのですか。くだいようですが、もう一べんはつきり承りたいのであります。

○本閣政府委員 戦前の輸出入関係、終戦後の中国との輸出入の關係は、一数字を覚えておりませんから、はたして正確であるかどうか申し上げられませんが、大体私もそんなような見当で行われていることだと思つております。従つて香港に行つております品物の中から、どれだけの部分があるかは今の中共地区の方に流れておりますが、それはよくわかりませんが、かりに香港の方から幾分行つていて、仮定をいたしますならば、その品物について直接商売をしたいという希望を持たれることは、これはいいとか悪いとかではないのでありまして、實際そういう希望を持っておられる方々もあろうと思ひます。あるいは日本は東南アジアの貿易を促進して参らなければならぬし、あるいは南米方面の市場を開拓して行かなければならぬ。そういう可能性のあるところは、今後努力いたさなければならぬと私も考へております。従つて日本の従来から貿易をいたしてあります方々の中で、できるならば中国にも品物を売りたいという希望を持っておられる方も、これはいいとか悪いとかいふことではないのでありまして、實際にはあろうと思ひます。それはまた事實であるというふうに私も考へております。

○横田委員 簡単にその努力の内容を聞かせていただきたい。努力を要する相手方がある。そして妨害があるので

す。妨害の正体と、努力の内容を承りたいのです。

○本閣政府委員 これは以前からも申し上げておりますように、いろいろ／＼な国際的な事情を勘案いたしまして、そのうして国が太い線をきめて行くわけでありまして、前会にも申し上げましたような事情を勘案いたしまして、ただいまのような現状になつておるわけでございます。従つて私も、いまだしては、貿易を担当しておる者として、はたえずそういう国際的な状況を勘案いたしまして、努力なり研究なりを常にしなければならぬ問題であるというふうな考へております。

○横田委員 そういふ点は特に大事なところですから聞いておきたいのです。が、国が国際的な諸情勢を考へて、そのうして国際的な太い線を打ち出して行かれる、この解釈はいいのです。線だと思つておられるのですか、細い線だと思つておられるのですか、その点はどうなのですか。

○本閣政府委員 前会からもたび／＼申し上げておりますように、日本の對外政策の中で、国連に協力するという線は、見方はございまして、いまだに、現政府の考へております政策としては太い線だと思つております。

○横田委員 そんな国連協力という逃げ口上を聞いておるのではない。それは昔の天皇政治の時代の答へと何にかわらない。その内容を聞かなければならぬ。国連協力というところで逃げてしまわれるのですが、現在の貿易政策なるものが、太い線ですか、細い線ですかというのを聞いておるのです。しかもこれが具体化するとどうな

るのか。またもとにもとりませんが、国連協力の範圍においても、英国の場合にやつておること、ドイツ、フランス、イタリアの場合にやつておることが、日本の場合においてはなせられないのですかということ。しかも英国の場合においては、日本より以上に朝鮮に對して深入りを強要されておる。日本もやがて遅れておつた朝鮮に對する深入りを、遅れておるからというので、アメリカ人にしりをたたかれて、英國人、フランス人より以上の殘忍な仕事のために深入りさせられることをわれ／＼は認めておる。それに対してわれ／＼は認めておる。それが平和と擁護運動となるのです。だから国連協力ということだけでなく、国連協力の範圍内においてやられておるところの線、その線が日本の現在の貿易の太い線か、細い線か。緩和することがよいのか、悪いのか、それを私は聞いておるのです。

○本閣政府委員 先ほど大臣もお答え申し上げましたように、行先どういふことになつて参りますか、私もどういふことはできるだけ輸出を増進したいと研究しておりますが、それがどういふふうには、具体的に参りますか、そういう点はただいままだ何とも申し上げられない段階であります。これは横田委員と私どもの考へとは基本的に立場が異なつておりますから、とうてい御満足に行きお答えはできないかと思ひますが、どういふことになりましか、どうも先の見通しを今明確に言えと言われましても無理だと思ひます。

○横田委員 意見が違ふと二言目には逃げられますが、今中共と三千万ポンドの取引ができたからといつて何

も私の意見が満足したのではない。私の意見は自由党政権が崩壊し、アメリカ人が日本から帰つてしまひ、日本は何国よりも干渉しない。独立国として日本の今後の繁榮のためにできるところの人民政府、いわゆる国民の政府の樹立が簡単にいへばわれ／＼の念願なんです。しかしそこを言つておるのではない。そんな論争をするのではない。まずさしたる三千万ポンドの話し合ひができたこの貿易を成立させるために、非常にじやまになるものがある。それがすなわち細い線だ、こういうのです。だからその細い線を太くさせるところの何かがあるかどうかを聞いておるのです。そこで今の御答弁を分析してみますと、貿易を振興させたいというお考えは非常にあるのです。それは確かに言われたと思ひます。もし貿易を増進させたいという考へがあり、それが正しいと思つておられるのであれば、何とも言わないで済ますのではなく、何とか言ふことにおいてそれが増進できるのだと私は思ふ。ところがあなたの御意見によりまして、やはり以前の古い政治の形で、閣僚君にまかしておけ、あるいは反対してもやがてぼつ／＼と日本流の太い線に帰つて来るだろう。これが日本的レジスタンスだ、こういうことを言ひておるらしい。ちやうど自由党の代議士でこういうことを言つておる人がある。廣川さんがとてもないときに朗報をあげる。理由は言わぬが言つたことを実行しない親分として、何とか院不実行居士とか何とか名前をもらひましたね。それに対して私がひやかさないで、できないことを知つていても、

アメリカ人をいやがらすためにアドバースを上げるのだ、アドバース政治家だと言われた。それと同じようにあなたも黙つておつてくれ。増進させたいという意向はあるから、黙つて今のままでやつて行く過程において少しは輸出貿易もできるようになる。これが太い線の現われだ、こういう内容を持つた答弁をされたのでしようか。その点はどうですか。

○本閣政府委員 三千万ポンドの取引の話が出たというのを横田委員はきめてかかつておられるわけでありまして、私もまだその話を伺つておりませんし、そういう計画が出ておりませんので、それがどういふことになつておりますか、これは承知をいたさなさい。それからこれはもう前会以来申し上げておりますように、私も貿易の増進というのを目標にいたしまして、普段からいろいろ／＼な研究も、努力もいたしておるような次第であります。それはどうかその言葉通りに御解釈をお願いいたします。それで御指摘の日本と中共との貿易につきましては、これも先ほど申し上げておりますように、経済的な理由だけではなかつて、いかに政治的な要素をも考慮いたしまして、政府としてやつておるわけでございます。その方は閣僚さんなどが担当してやつておられますので、私もいろいろ／＼なことにつきまして外務省とは事務上緊密な連絡をとりましてやつております。

○横田委員 あなたの場合には考慮はあきらめですね。この三千万ポンドのことについて私が言ひますと、これが大きいとも小さいとも言わぬが、ま

るでこつちが鬼の首でもとつて責め立てる言ひに言われますが、これはそうではないのです。こんなものは共産党の連中がどん／＼向うに行きまして、これと商取引をやりましたら、これに十倍も百倍もする商取引をやりま

抜きにいたしまして、要は当初お答えになりましたところの貿易計画というものは確かにやれるのか。やれるのであれば計画は三月から四月までとなつておりますから、もはやその間約二月を過ぎようとしておる。その間の実績は一体どうなんですか。

○横田委員 そういたしますと今年の四月、五月と去年の四月、五月との間の実績は一体どういふことになつておりましたか。あなた方はどういふことを基礎にして言うのか知りませんが、特需が過ぎて新特需になる、その新特需の間において非常に損をする、特に加工賃、手間賃を切つてまで出さなければならぬ毛布事情があるといふことを言われておられます。そのときマーカットがあらわれて一億五千万ドルのえたいの知れない日本に來るから來ないかわからないようなものを特需で持つて來ると言つたが、こういうものを唯一の頼みにして待つておられるのですか。私はこの点で聞きたいので、去年の四月、五月と今年の四月、五月との間を考へまして、今年の方有利なんですか、心配なんですか。

○横田委員 輸出の関係をいふ／＼なデータなり資料を基礎にいたしまして検討したい、こういうことでございます。

○横田委員 日本の産業の構造の問題になるのでありますが、中共貿易におきましては、たしか中小企業でできたところのものが出ておつたと思つては、アメリカの場合におきましては、それはないのであります。資本を蓄積いたして工場の内容をかえて、労働者の賃金を合理的口実で切り下げ、そして機械設備を強化するためにいわゆる諸設備をかえて行く、こういうふうな行き方にかわつておりますね。その関係から見ましてアメリカとの貿易を中心として考へて行きますと、中小企業の危機が叫ばれ、通産委員会においてもこれをいかに救済するかといふことが論議され、やがて来月の五日か六日には全国の中小企業の人たちが集まり大会を開いて自由党に発破をかけるのだといふようなことも言つておりますね。議會を取つて自由党を一本ひっくり返してやろうといふようなことを言つておられます。また今言われました去年と比べて下まわつておるといふ問題は、このごろの新聞にも出ておりますように、日本の労働者が失業にさらされておる問題と密接な関係があるのじやないですか。その点におけるところの関係を承りたいのです。

○横田委員 要約いたしましてアメリカの指導下における輸出貿易の産業の形、それから中共貿易を中心としたところの中小企業、そういうようなものにおける産業構造の形、これを私は承りたいのであります。

○本閣政府委員 先ほど申しました日本の輸出入の關係が計画の線まで届いておらないといふことは、御承知のように日本の輸出の大宗は何といつても繊維でございますが、これらが世界的な／＼な事情によりまして、輸出の方がかん／＼しく行かないで業者が苦しんでいゝという事情はまつたく御指摘の通りでございます。そして産業構造をどうするかといふことでござい

ても、日本の國民が満足するところの人民政權ができて、機が回れるような不必要なアメリカの彈圧自動車がなくならぬような状況のもとにおいては向うから商売を持つて來てくれる。何も外資を借りなければならぬやうな情ない國にはならないと私は思ふので、す。しかしこんなことはあなたの答弁に對するこちらの反発ですから、もうそれ以上は申しませんが、要はこういう條件のもとにおいて確かに日本に立てられておりました貿易の当初計画、輸出におきまして十六億ドル、五千四百億

○本閣政府委員 日本の國の予算は御承知のようにい／＼なデータを勘案してございまして、私も一応立てました輸出の貿易計画がそのまゝ行かないから國の予算は成立しないといふやうなことは、そうきゆうくつに私も考へておりません。それから輸入の關係がどうなるかといふことでございまして、御承知のように昨年は相当輸出入ともに規模が拡大をいたしましたわけでありまして、昨年の実績を基礎にいたしまして、貿易計画を立てたわけでございますが、その後い／＼な國際的な状況もありまして、最近約三、四箇月の趨勢を見ておられますと、計画通りには進んでおりません。従いまして本年度の貿易計画、輸出輸入計画といふものは、どうしても再検討しなければならぬといふやうに考へております。

○横田委員 再検討の目標とか内容はまだ明らかになつておらないのでしうか。

○本閣政府委員 これは御承知のように見通しが基礎になるわけでありまして、その見通しを立てます場合には、い／＼な事情なりデータなりを基礎にいたしまして検討しなければならぬわけでありまして、まだどの程度の規模にすべきかという点はきまつておりませんが、先ほど申し上げたやうにもう一べん検討し直さなければなら

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○横田委員 それではもう一回バトル法についてはつきり承つておきたいのですが、先ほどの答弁を總括してみますと、ほかの党に對するときはさうでもないが、私の答弁に關する限り、バトル法は日本にとつて非常に妨害になると言つたにもかかわらず、あなたは妨害になるように思つていないといふ答弁でありました。しかもバトル法以上のきつい管理令がある、こんなものはすくやめなければならぬ、少くともバトル並に行かなければならぬ、このことを中心にして日本に今

その予算が組まれた結果として、税金をとられる人がある。とられる人はもうけていなければならぬ。ところがもうかりそうにもない。その一つはあせりとしてこゝういふやうになつて來たと思ふのです。だから中共との三千万ポンドの商取引のごときは何も共産主義者が喜ぶ問題ではないのであつて、簡單にいいますと、改良主義的な社会民主主義者が喜ぶところの經濟的な問題なんです。日本の國民生活の安定問題は何の解決もついて來ない。この点はわれ／＼はよくわかつてゐる。だからあなたに伺いたいのは、先のことを

○横田委員 下まわつておるといふのはどのくらい下まわつておるのでしうか。

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○本閣政府委員 先ほど申しました日本の輸出入の關係が計画の線まで届いておらないといふことは、御承知のように日本の輸出の大宗は何といつても繊維でございますが、これらが世界的な／＼な事情によりまして、輸出の方がかん／＼しく行かないで業者が苦しんでいゝという事情はまつたく御指摘の通りでございます。そして産業構造をどうするかといふことでござい

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○横田委員 それではもう一回バトル法についてはつきり承つておきたいのですが、先ほどの答弁を總括してみますと、ほかの党に對するときはさうでもないが、私の答弁に關する限り、バトル法は日本にとつて非常に妨害になると言つたにもかかわらず、あなたは妨害になるように思つていないといふ答弁でありました。しかもバトル法以上のきつい管理令がある、こんなものはすくやめなければならぬ、少くともバトル並に行かなければならぬ、このことを中心にして日本に今

その予算が組まれた結果として、税金をとられる人がある。とられる人はもうけていなければならぬ。ところがもうかりそうにもない。その一つはあせりとしてこゝういふやうになつて來たと思ふのです。だから中共との三千万ポンドの商取引のごときは何も共産主義者が喜ぶ問題ではないのであつて、簡單にいいますと、改良主義的な社会民主主義者が喜ぶところの經濟的な問題なんです。日本の國民生活の安定問題は何の解決もついて來ない。この点はわれ／＼はよくわかつてゐる。だからあなたに伺いたいのは、先のことを

○横田委員 再検討の目標とか内容はまだ明らかになつておらないのでしうか。

○本閣政府委員 これは御承知のように見通しが基礎になるわけでありまして、その見通しを立てます場合には、い／＼な事情なりデータなりを基礎にいたしまして検討しなければならぬわけでありまして、まだどの程度の規模にすべきかという点はきまつておりませんが、先ほど申し上げたやうにもう一べん検討し直さなければなら

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○横田委員 それではもう一回バトル法についてはつきり承つておきたいのですが、先ほどの答弁を總括してみますと、ほかの党に對するときはさうでもないが、私の答弁に關する限り、バトル法は日本にとつて非常に妨害になると言つたにもかかわらず、あなたは妨害になるように思つていないといふ答弁でありました。しかもバトル法以上のきつい管理令がある、こんなものはすくやめなければならぬ、少くともバトル並に行かなければならぬ、このことを中心にして日本に今

その予算が組まれた結果として、税金をとられる人がある。とられる人はもうけていなければならぬ。ところがもうかりそうにもない。その一つはあせりとしてこゝういふやうになつて來たと思ふのです。だから中共との三千万ポンドの商取引のごときは何も共産主義者が喜ぶ問題ではないのであつて、簡單にいいますと、改良主義的な社会民主主義者が喜ぶところの經濟的な問題なんです。日本の國民生活の安定問題は何の解決もついて來ない。この点はわれ／＼はよくわかつてゐる。だからあなたに伺いたいのは、先のことを

○横田委員 再検討の目標とか内容はまだ明らかになつておらないのでしうか。

○本閣政府委員 これは御承知のように見通しが基礎になるわけでありまして、その見通しを立てます場合には、い／＼な事情なりデータなりを基礎にいたしまして検討しなければならぬわけでありまして、まだどの程度の規模にすべきかという点はきまつておりませんが、先ほど申し上げたやうにもう一べん検討し直さなければなら

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○本閣政府委員 正確な数字は持つておりませんが、私もその立てました計画よりは下まわつております。従つてそれだから新特需、新々特需といふやうなものに期待をするかしないかといふ先ほどのお尋ねでありましたが、これはまだ別に考へておりませんので、

○横田委員 それではもう一回バトル法についてはつきり承つておきたいのですが、先ほどの答弁を總括してみますと、ほかの党に對するときはさうでもないが、私の答弁に關する限り、バトル法は日本にとつて非常に妨害になると言つたにもかかわらず、あなたは妨害になるように思つていないといふ答弁でありました。しかもバトル法以上のきつい管理令がある、こんなものはすくやめなければならぬ、少くともバトル並に行かなければならぬ、このことを中心にして日本に今

論議されている、だからその点に対する努力はしたのかどうかというのを私は聞いたのです。それに対して一向いい返事はもらえませんでした。そして日本の自主的な意見でやつておると言つてみえを切られました。こういうような次第ですから私は疑いを持つのです。疑いを持つから聞いていられるのです。しかも寒天まで含んでいるところの、こまかい禁止品目を含んでおります管理令に対して、日本政府からただの一回でも総司令部に対して、これはむちやです、もう少し幅を広げてくださうといつて交渉されたことがありますが、もしあるならばいつころで、どういう形で交渉されたか、どういうような返事をおもひになつたか、なければならぬと思いますが、その点を承つておきたいと思ひます。

○本閣府委員 中共地区に限つたことではありませんが、東南アジア等の貿易の問題に對しても、南米貿易の問題に對しても、いろいろ話し合ひをいたしたのでございまして、今までそのことについて話し合ひをしなかつたことはもちろんないのであります。日本の貿易全体の問題につきましては、これは常識であると思ひます。

○横田委員 その確かめておきませんが、話し合ひをされたことはあるのです。話し合ひをされた場合におきましては、拒否された方が多いのです。聞かれた場合が多いのです。聞かれた場合が多いというなら、なぜみかんは、その点まで行かなかつたのか、私はふしぎなんです。話し合ひをされたのか。された結果、断られた方が多かつたのですか、どうですか。

○本閣府委員 その問題に限定してどうか、話し合ひをしたかどうかといふことになりまして、なか／＼お答えがしにくいのでありますが、先ほど申し上げましたように、そういう日本の貿易の問題につきましても、あるいはその他の問題につきましても、いろいろ話し合ひをいたしまして、これは常識でございます。その辺のところは常識をもつて御判断くだつてよろうかと思ひます。

○横田委員 バトル法をアメリカが守つておると思ひますが、あの岩波から出ておる「死の商人」、これは古い話ですが、最近岡倉さんが出してありますところの「日本の死の商人」、これなんか見ますと、資本主義の貿易商はそういうものは絶対守らないとして、その標本に英國商人とアメリカ商人が出ておるのです。今日からバトル法なんかはアメリカは守つておらないと思うのですが、その点についてあなたはどういうふうなお考えをお持ちですか。

○本閣府委員 アメリカの実際のことから実情は承知をいたしません、バトル法は守られておるものと私も承知をいたしております。

○横田委員 それでは次のとき大臣が来ましたら質問をするために、資料を要求しておきます。中国は日本に対して工業原料を非常に供給してあります。そのうちの重要なものをあげてみますと、日本の輸入のうち、戦時を基準にとりまして、大豆は九六％、油かすは九七％、石炭の場合においては七九％、鉄石の場合においては二七％、鉄鉄は四六％、こんなものが中国から入つておつて、日本はこれに依存しておつた。ところがそれが今入らなくなつておる。これのかわりにアメリカのものが入つて来ておる。その数字とその利害得失については、きょうはおそらく御答弁は無理でしょうから、次の機会に資料としていただきたい。

それで、こういうことを今聞きたい。こういうことが言われております。たとえば中共貿易を望む人たちが、今中国に繊維品を入れなければならぬと言つておる。日本は昭和十年に輸出総額をいたしまして二十七億ヤードの繊維品を外国に出しておつた、そのうち、インド、アルゼンチンにも出ておつたけれども、インド、アルゼンチンは、今は繊維品の輸入国ではないから、輸出国にかつておる。だから中国の場合もかわつておるのではないだろうか、それで日本の繊維品は中国に入れるということでもなく、インドネシア、パキスタンに入れた方がいいのじやないかということに對しまして、そうじやないのだ、中国においては、なるほど繊維品もできておる、できておるけれども、需要がふえておる、だから入るのだ、これを生み出す紡機の相違があるのです。ここに一つの意見の相違があるのです。これを貿易に對しまして、今繊維品なんかの特約をとつておかない限りにおいて、英國なんかにとられまして、今日一メートルの遅れが、やがて十メートルの遅れになるのじやないでしょうか。この点はどうでしようか。

○本閣府委員 日本の繊維品の売先につきましても、／＼見方がございまして、人によつて違ふかと思ひます。これはもう十人集まれば十人の意見が違ふかもしれせん。日本の繊維品が今後どこへ行くかといふような見方につきましても、いろいろあるかと思つております。

○横田委員 最後に今までの質問をまとめて申し上げておきます。日本の完全独立については、経済の自立を伴わなければならぬ。そのためには、中共貿易の障害を排除しなければならぬ。この点については徹底的に追究したい。次に、中共と日本との今までの輸入貿易を阻害している二つの要因についてであります。もつとはつきり言いますと、それ以外に中国側から二つ、日本側から二つの／＼な要因があると言つておる。それに対して、それを打開するように、モスクワで開かれた世界経済會議のソビエト代表の發言によると、中国は貿易政策を輸入先行から輸出先行にかえた、現在においては非常に幅を広げて来た、こういうことが言われておる。それから今日の世界の貿易は人為的な障害によつて狭められておるけれども、これではいけないからやがて広げられなければならない、人為的な障害は取除かれなければならないというところの努力が、非常に各方面においてなされておる。これは必ず実を結ぶと思ひます。その点についての政府側の見解と、それから経済的に社会的に制度の違つたところの二つの社会が共存するから、それが解決されない限り、国際的な経済關係を拡大するについての障害になるかならないかといふことに対するところの通産省のまゝとまつた見解、これらを中心として今度の機会にもう一回外務大臣と通産大臣に質問したいので

す。きょうはこれで終ります。

○中村委員長 本日はこの程度にいたし、次回は六月二日午前十時より運輸委員会と連合審査会を開会いたし、午後一時より委員会を開会いたしますから御了承願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所